（歳入徴収官事務規程の一部改正）

第二条　歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（納入告知書の様式等） **第二十一条の六**　歳入徴収官が発する納入告知書及び納付書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書式によるものとする。 ［一～六の二　略］ 六の三　年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）第三十一条第一項の規定により徴収する徴収金及び同条第二項において読み替えて準用する国民年金法第九十七条第一項の規定により徴収する延滞金並びに年金生活者支援給付金の支給に関する法律第二十五条第一項に規定する年金生活者支援給付金の過誤払による返還金に係る納入告知書及び納付書　別紙第四号書式、別紙第四号の七の二書式及び別紙第四号の十一書式 ［七～九　略］ 2　［略］ **別紙第４号の７の２書式**	（納入告知書の様式等） **第二十一条の六**　［同上］ ［一～六の二　同上］ ［号を加える。］ ［七～九　同上］ 2　［同上］ ［書式を加える。］